

証券コード 7648
平成29年12月1日

株 主 各 位

名古屋市熱田区川並町4番8号

株式会社 トーカン

代表取締役 永 津 嘉 人

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年12月18日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月19日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 名古屋市熱田区熱田西町1番1号
名古屋国際会議場 会議室431・432
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokan-g.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記となります。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokan-g.co.jp>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策による企業収益及び雇用情勢の改善を背景に景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。景気の先行きにつきましては依然として不透明な状況が続いております。

食品流通業界におきましては、小売業の一部で出店による売上増加はあるものの、既存店では前年を下回る状態が続いており、また業種・業態の垣根を越えた競争の激化により依然として厳しい状況にあります。

このような状況の下、平成27年10月よりスタートした中期経営計画の方針である『お取引先様に最も信頼される“革新的なスーパー・リージョナル・ホールセラー”を目指す』をスローガンに、“成長戦略”“体質強化”“成長を支える人材・組織”の3つの中期戦略を推進しており、当期については“成長戦略”を最優先項目とし、取組みのスピードをさらに上げるため、『成長戦略の実現に向けた挑戦“T r y”』を基本方針として活動してまいりました。

営業面については、新規取引先の開拓、既存得意先への活動を積極的に進めてまいりました。各販売チャネルに対する活動については、スーパーに対して得意先の売場の活性化及び他店との差別化を図ることを目的に、販促・催事企画の提案に加え、オリジナル商品・留型商品の開発に取り組んでまいりました。CVSに対しては、主力得意先における1月からの中食商品統合、3月からの商流統合の対応を進めてまいりました。また、得意先の日販向上に向け、売場検証に基づくマーチャンダイジング提案や惣菜カテゴリーの商品開発・提案活動を進めてまいりました。外食・加工ベンダーに対しては、メニュー提案活動による既存得意先との取引拡大に加え、未開拓の成長市場・成長業態に対して新規取引先の開拓を進め、ベーカリーチェーンや高齢者施設向け食材販売企業との新規取引を開始いたしました。卸問屋に対しては、既存得意先との取引拡大に加え、新たな販路拡大に向け、オリジナル商品の開発・提案を進めてまいりました。

物流面では、CVSにおける主力得意先の3月から6月にかけての物流統合に向け準備を進め、3月から東海地区、5月から関西地区、6月から静岡地区及び甲信越地区での統合対応により合計17センターの安定稼働に努めてまいりました。

その他、中期経営計画の方針を体現する活動として、当社の新ブランド『nutrth～なとりす～』での開発商品である「和ゾット」の期間限定でのテスト販売に加え、農業の課題解決に向けてのビジネス検討、最新IT技術の研究と活用検討など、新たな取組みがスタートしております。

このような結果、当連結会計年度の業績は、外食・加工ベンダーにおける新規取引の開始に加え、スーパーにおける前期の主力得意先との取引拡大があるものの、CVSにおける主力得意先との3月からの取引変更により、売上高は1,474億48百万円（前年同期比13.2%減）となりました。利益面ではCVSにおける共同配送取扱高の減少による収入減に加え、物流統合に伴うコストの増加、及び1月からの惣菜製造工場における製造品目の変更に伴う労務費・原材料費比率の増加により、営業利益は4億24百万円（同72.3%減）、経常利益は9億91百万円（同52.6%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、CVS向け惣菜製造工場の減損損失及び連結子会社の株式譲渡に伴う子会社株式売却損を計上したため3億49百万円（同74.1%減）となりました。

<販売チャネル別売上実績>

業態	平成29年9月期(百万円)	対前年増減率(%)
外食・加工ベンダー	47,736	2.4
スーパー	45,874	1.6
CVS	35,441	△39.8
卸問屋	15,155	△5.6
メーカー・その他	3,240	1.2
合計	147,448	△13.2

2. 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度における設備投資総額は3億30百万円であります。その主なものは次のとおりであります。

CVS定温センター設備改修 1億79百万円

これらに要した資金は、自己資金の充当及びリース契約によっております。

3. 対処すべき課題

今後の食品流通業界におきましては、国内人口の減少、少子・高齢化等により市場規模の拡大が見込めない中、生活者の満足を得るため、お取引先様のニーズはますます多様化・複雑化しております。こうした中で、お取引先様の要望や期待に応えていくためには、革新的な発想を持ち、新たな「事」を見つけ、チャレンジし続けることが必要だと考えております。

このような環境の中、当社は『お取引先様に最も信頼される“革新的なスーパー・リージョナル・ホールセラー”を目指す』を中期方針とし、“成長戦略”“体質強化”“成長を支える人材・組織”の3つの中期戦略について推進しております。中期経営計画の最終年度となる平成30年9月期は、『“Try for Next”～次なる成長に向けて戦略完遂～』を基本方針に掲げ、新たな部門として「事業開発推進室」と「営業サポート本部」を設置して、各取組みのスピードを上げ、成果を出していくために活動を推進してまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第 65 期 (平成26年9月期)	第 66 期 (平成27年9月期)	第 67 期 (平成28年9月期)	第68期(当期) (平成29年9月期)
売 上 高 (百万円)	150,250	160,793	169,901	147,448
経 常 利 益 (百万円)	1,370	1,600	2,093	991
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	923	899	1,346	349
1株当たり当期純利益	144円48銭	141円66銭	218円37銭	60円81銭
総 資 産 (百万円)	48,973	55,293	57,547	58,222
純 資 産 (百万円)	18,144	19,509	20,815	20,823

- (注) 1. 第68期(当期)の状況につきましては、「1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
2. 第67期より、売上高に係る表示方法の変更を行っており、第66期(平成27年9月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第 65 期 (平成26年 9 月期)	第 66 期 (平成27年 9 月期)	第 67 期 (平成28年 9 月期)	第68期(当期) (平成29年 9 月期)
売 上 高 (百万円)	149,193	159,697	168,868	146,365
経 常 利 益 (百万円)	1,273	1,602	2,094	950
当期純利益 (百万円)	906	911	1,354	321
1株当たり当期純利益	141円73銭	143円60銭	219円69銭	56円02銭
総 資 産 (百万円)	48,385	54,776	57,051	57,775
純 資 産 (百万円)	17,812	19,148	20,492	20,449

(注) 第67期より、売上高に係る表示方法の変更を行っており、第66期(平成27年9月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
太平洋海苔株式会社	20	100.0	海苔加工業
王将椎茸株式会社	35	83.3	椎茸加工業

(注) 従来、連結子会社であった株式会社トーシンロジテックにつきましては、子会社株式譲渡に伴い当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。

6. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社の3社により構成され、食料品の卸売業を主な事業の内容としております。

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

会 社 名	主 な 事 業 内 容
株式会社トークン (当社)	食料品を中心とする各種商品の卸売業を主とし、あわせて、製造加工、その他日用一般商品の販売を行っております。
太平洋海苔株式会社	海苔の加工を行っております。
王将椎茸株式会社	椎茸の加工及び椎茸・海苔の販売を行っております。

7. 主要な営業所及び工場

会社名	本社所在地
株式会社トーカン(当社)	名古屋市熱田区
太平洋海苔株式会社	三重県松阪市
王将椎茸株式会社	大分県臼杵市

当社は東海三県を中心に次のとおり事業所を設置しております。

事業所	名 称
営 業	管理統括部、商品統括部、物流統括部、卸営業部、 量販営業部、フードサービス営業部、CVS営業部、 惣菜営業部、王将生産部
物 流	小牧流通センター、名古屋ドライセンター、大府ドライセンター、 木曾川低温流通センター、瀬戸低温流通センター、 一宮低温流通センター、名古屋定温センター、 春日井定温センター、小牧常温センター、岡崎第2定温センター、 豊川常温センター、愛西常温センター、三好常温センター、 岐阜定温センター、三重定温センター、津常温センター、 浜松第2定温センター、富士定温センター、 松本第2常温センター、滋賀定温センター、 京都八幡第2常温センター、住之江常温センター、 松原定温センター
工 場	名古屋工場、弥富工場

8. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
394 [330]	-28 [-112]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 前期末に比べ従業員数が減少している主な理由は、当連結会計年度末において、子会社株式譲渡に伴い株式会社トーシンロジテックを連結の範囲から除外したためであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
378 [294]	-5 [+14]	42.1	18.7

- (注) 従業員数は就業人員であり、役員・顧問、出向者及び契約社員は含まれておりません。なお、従業員数の〔 〕は臨時従業員の年間平均雇用人員であり、上記従業員数には含まれておりません。

9. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

II. 当社の株式に関する事項 (平成29年9月30日現在)

1. 発行可能株式総数 25,800,000株
2. 発行済株式の総数 7,050,000株 (自己株式1,400,800株を含む)
3. 株主数 323名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
永津邦彦	663,000	11.73
永津眞紀子	335,000	5.93
トーカン友東会	322,000	5.69
トーカン社員持株会	306,395	5.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	280,000	4.95
豊田通商株式会社	222,000	3.92
株式会社壺番屋	211,000	3.73
永津嘉人	169,000	2.99
株式会社大垣共立銀行	160,000	2.83
第一生命保険株式会社	150,000	2.65

(注) 持株比率は、自己株式 (1,400,800株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ. 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	永津嘉人	営業本部長
取締役 専務執行役員	神谷 亨	管理担当 株式会社テスク 社外取締役
取締役 常務執行役員	浜島和則	フードサービス営業部長
取 締 役 相 談 役	永津邦彦	
取 締 役 相 談 役	竹内和彦	
取 締 役 相 談 役	高橋克紀	
常 勤 監 査 役	鬼頭雅人	
監 査 役	中野克己	弁護士 ヤマザキマザック株式会社 社外監査役 ヤマザキマザックキャピタル株式会社 社外監査役
監 査 役	上田圭祐	公認会計士 株式会社スズケン 社外取締役

- (注) 1. 取締役相談役 竹内和彦及び高橋克紀の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、両氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 中野克己及び上田圭祐の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であり、上田圭祐氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 上田圭祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社では、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、各部門の業務執行のスピードアップと強化を目的に執行役員制度を導入しております。上記取締役以外の執行役員は、以下の7名であります。
- 常務執行役員 CVS営業部長兼惣菜営業部担当 山田伸行
 管理統括部長兼同法務総務部長 鶴飼和広、
 量販営業部長兼同販売2部長 林清高、商品統括部長 市岡秀男
 執行役員 惣菜営業部長 久野勝、品質環境管理室長 市野文則、
 物流統括部長 森本修一
5. 当期末日後の取締役の異動
 平成29年10月1日付機構改革等により、次のとおり取締役の地位及び担当を変更いたしました。

氏 名	変更後の地位及び担当	変更前の地位及び担当
浜島 和則	取締役常務執行役員 業務用担当兼事業開発推進室長	取締役常務執行役員 フードサービス営業部長

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役6名 107百万円（うち社外2名 10百万円）

監査役3名 12百万円（うち社外2名 6百万円）

報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額10百万円（取締役4名に対して9百万円、監査役3名に対して0百万円）が含まれておりません。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は金100万円と法令が定める最低限度額のいずれか高い額となります。

4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
監査役	中野克己	ヤマザキマザック株式会社	社外監査役	取引その他の関係はありません。
		ヤマザキマザックキャピタル株式会社	社外監査役	取引その他の関係はありません。
監査役	上田圭祐	株式会社スズケン	社外取締役	取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	竹 内 和 彦	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。
取 締 役	高 橋 克 紀	当事業年度開催の取締役会13回中12回出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。
監 査 役	中 野 克 己	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会7回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	上 田 圭 祐	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会7回のすべてに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 29百万円

当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他

の財産上の利益の合計額 29百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、有限責任監査法人トーマツの報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して同意しました。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、人事労務に係る相談サービスについての対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、上記に準ずる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを取締役会に請求いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について、平成18年5月16日の取締役会において基本方針を定め、平成27年9月28日の取締役会において、以下のとおり同基本方針を改定いたしております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築する。
 - ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「トーカングループ行動規範」を定め、研修を実施し、実行する。
 - ・トーカングループ行動規範の周知活動は、遵守すべき法令及び行動範囲を明確にして、当社及び当社子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人に対し、研修やキャンペーンなどを通じ徹底を図っております。
 - ② 取締役、使用人への企業倫理意識等の浸透を図るためこれを推進する組織「CSR委員会」を設置する。
 - ・CSR運用規程に基づき、定期的にCSR委員会を開催し、企業倫理意識等の浸透に努め、また、当委員会におけるコンプライアンス分科会のもとで法令分野ごとに定めた主管部門が法令等の制定・改廃に対する対応を図っております。
 - ③ 法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため使用人を対象とした「内部通報制度」を設置する。
 - ・コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設置し、当社グループにおける違反行為の未然防止及び早期発見を図っております。
 - ④ 反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
 - ・反社会的勢力による不当要求などに対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係をもたない体制を整えております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、取締役の職務の遂行に係る文書等は、これに関連する資料とともに社内規程に従い保管する。
 - ・文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる状態を維持しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。
 - ・当社では、リスク管理規程を制定し、個々のリスク（生産リスク、災害リスク、情報セキュリティリスク等経営に大きな影響を及ぼすリスク）の責任部署を定め、継続的にリスクを評価し、その未然防止と損失の最小化に

努め、リスクを統括的に管理する体制を整備しております。

- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ・取締役会を月1回定例開催するほか、社長の諮問機関である経営会議を毎週1回開催し、適切な意思決定を図るとともに、執行役員会を月1回開催し、業績の進捗状況の把握と情報の共有化を図っております。また、職務執行については、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等の社内規程において責任と執行手続を定め、必要に応じ規程の見直しを行っております。
- (5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。
- ・当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、また、関係会社管理規程に基づき子会社を管理・監督するとともに、グループの企業理念や価値観の浸透、トーカングループ行動規範の徹底を図り、円滑な企業集団運営活動を実施しております。
- (6) 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する担当者を設置する。この担当者の人事に係る事項の決定には、監査役会に事前の同意を得る。
- ・現段階では専任の補助者を設置しておりませんが、監査役からの要請があれば対応することとしております。
- (7) 取締役及び使用人が行う監査役又は監査役会に対する報告は、法令の規定事項のほか、当社グループに関する次の事項とする。
- ① 業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事項に関する事項
 - ② 取締役・使用人等が法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨
 - ③ 会社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ④ 業績及び業績見込みの重要事項開示内容
 - ⑤ 内部監査部門の責任者は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況及び内部統制に関する活動状況
 - ⑥ 内部通報制度の責任者は、同制度の運用状況及び通報の内容
 - ⑦ 監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告
 - ・取締役及び使用人は、監査役に対し経営会議・その他重要な会議に出席を求め、また、重要な稟議書類を閲覧できる体制を整備し、必要に応じその説明をすることにより、報告体制の充実を図っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- ・ 監査役は、主要な会議に出席するとともに、重要書類の閲覧により取締役の職務の執行状況を確認し、代表取締役並びに会計監査人との間で、定期的な会合を行い、意見交換ができる体制を確保しております。
- ・ 当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、それを当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ・ 当社は、監査役の職務執行により生ずる費用等について、当該監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制を構築する。

- ・ 当社は、「財務報告に係る内部統制運用管理規程」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく体制を整備しております。

上記の内部統制システムの運用状況は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス管理規程に基づき、CSR委員会コンプライアンス分科会のもと、年間計画に沿ったトールグループ行動規範の浸透や法令遵守状況の確認を実施しました。
2. リスク管理規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めました。
3. 財務報告に係る内部統制運用管理規程に基づき、全社統制・IT統制、決算プロセス及び業務プロセスの運用状況を確認し、健全化に努めました。

2. 取締役会による剰余金の配当等の権限行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付け、収益力の向上と安定した配当を継続してまいりたいと考えております。

また、内部留保につきましては、企業体質の強化と今後の事業発展のための資金として活用してまいりたいと考えております。

当社は、平成18年12月20日開催の第57期定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会決議で行う旨の定款変更をご承認いただいております。

第68期につきましては、平成29年9月25日開催の取締役会において1株当たり15円の配当を行うことを決議し、年間配当は30円といたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		147,448
売上原価		133,653
売上総利益		13,795
販売費及び一般管理費		13,370
営業利益		424
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	147	
受取地代家賃	153	
不動産賃貸料	147	
その他	213	677
営業外費用		
支払利息	6	
不動産賃貸費用	79	
販売電費	22	
その他	1	110
経常利益		991
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	15	
関係会社清算益	24	
固定資産受贈益	6	
その他	4	50
特別損失		
固定資産売却損	91	
固定資産除却損	13	
減損損失	312	
子会社株式売却損	131	
その他	33	583
税金等調整前当期純利益		458
法人税、住民税及び事業税	131	
法人税等調整額	△23	108
当期純利益		350
非支配株主に帰属する利益		1
親会社株主に帰属する利益		349
当期純利益		349

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年10月1日残高	1,243	1,132	17,227	△1,778	17,825
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△235		△235
親会社株主に帰属する当期純利益			349		349
自己株式の取得				△746	△746
連結範囲の変動			△18		△18
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	95	△746	△651
平成29年9月30日残高	1,243	1,132	17,322	△2,524	17,174

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成28年10月1日残高	2,854	93	2,948	41	20,815
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△235
親会社株主に帰属する当期純利益					349
自己株式の取得					△746
連結範囲の変動					△18
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）	617	40	658	1	659
連結会計年度中の 変動額合計	617	40	658	1	8
平成29年9月30日残高	3,472	134	3,606	42	20,823

貸 借 対 照 表

(平成29年 9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,789	流 動 負 債	34,703
現金及び預金	10,000	支 払 手 形	44
受 取 手 形	375	買 掛 金	31,060
売 掛 金	16,446	リ ー ス 債 務	122
商品及び製品	3,451	未 払 金	2,919
原材料及び貯蔵品	47	賞 与 引 当 金	310
前 払 費 用	111	役 員 賞 与 引 当 金	10
繰 延 税 金 資 産	137	そ の 他	235
未 収 入 金	6,250	固 定 負 債	2,622
そ の 他	969	リ ー ス 債 務	504
固 定 資 産	19,986	繰 延 税 金 負 債	1,342
有 形 固 定 資 産	7,787	退 職 給 付 引 当 金	73
建 物	2,790	資 産 除 去 債 務	402
構 築 物	78	そ の 他	298
機 械 及 び 装 置	109	負 債 合 計	37,326
土 地	4,121	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	620	株 主 資 本	16,976
そ の 他	67	資 本 金	1,243
無 形 固 定 資 産	185	資 本 剩 余 金	1,132
投 資 そ の 他 の 資 産	12,013	資 本 準 備 金	1,132
投 資 有 価 証 券	8,387	利 益 剩 余 金	17,125
関 係 会 社 株 式	133	利 益 準 備 金	141
関 係 会 社 出 資 金	84	そ の 他 利 益 剩 余 金	16,984
差 入 保 証 金	2,075	(固 定 資 産 圧 縮 積 立 金)	(140)
投 資 不 動 産	1,140	(別 途 積 立 金)	(16,307)
そ の 他	198	(繰 越 利 益 剩 余 金)	(536)
貸 倒 引 当 金	△5	自 己 株 式	△2,524
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,472
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,472
		純 資 産 合 計	20,449
資 産 合 計	57,775	負 債 純 資 産 合 計	57,775

損 益 計 算 書

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		146,365
売 上 原 価		132,821
売 上 総 利 益		13,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,224
営 業 利 益		320
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	174	
受 取 地 代 家 賃	198	
不 動 産 賃 貸 料	147	
そ の 他	220	740
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
不 動 産 賃 貸 費 用	79	
売 電 費 用	22	
そ の 他	1	110
経 常 利 益		950
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	17	
関 係 会 社 清 算 益	24	
そ の 他	6	64
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	17	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	18	
減 損 損 失	312	
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	213	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	15	578
税 引 前 当 期 純 利 益		435
法人税、住民税及び事業税	130	
法 人 税 等 調 整 額	△16	114
当 期 純 利 益		321

株主資本等変動計算書

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金 資 本 準 備 金	利益 準 備 金	利益剰余金					
				その他利益剰余金					
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
平成28年10月1日残高	1,243	1,132	141	149	15,207	1,542	△1,778	17,637	
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩				△8		8		—	
別途積立金の積立					1,100	△1,100		—	
剰余金の配当						△235		△235	
当期純利益						321		321	
自己株式の取得							△746	△746	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△8	1,100	△1,005	△746	△660	
平成29年9月30日残高	1,243	1,132	141	140	16,307	536	△2,524	16,976	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成28年10月1日残高	2,854	20,492
事業年度中の変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩		—
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△235
当期純利益		321
自己株式の取得		△746
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	617	617
事業年度中の変動額合計	617	△43
平成29年9月30日残高	3,472	20,449

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

株式会社 トーカン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 津 良 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーカンの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーカン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

株式会社 トーカン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 津 良 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーカンの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月17日

株式会社 ト ー カ ン 監査役会

常勤監査役 鬼頭雅人 ㊟

社外監査役 中野克己 ㊟

社外監査役 上田圭祐 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並びに重要な兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 株 式 の 数
1	なが つ よし ひと 永 津 嘉 人 (昭和50年10月1日生)	平成16年3月 当社入社 平成20年12月 当社執行役員 改善推進室長 平成22年12月 当社取締役執行役員 営業担当社長補佐兼改善推進室長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員 営業担当兼改善推進室長 平成25年10月 当社取締役専務執行役員 営業本部長 平成26年10月 当社代表取締役執行役員社長 営業本部長 (現任)	169,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>永津嘉人氏は、当社の代表取締役に就任して以来、中長期的な経営戦略を構築するなど、優れたリーダーシップを発揮しており、当社の経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 株 式 の 数
2	かみ や とおる 神 谷 亨 (昭和32年2月23日生)	昭和54年3月 当社入社 平成13年12月 当社取締役 平成16年12月 当社取締役執行役員 平成17年12月 当社取締役常務執行役員 平成26年10月 当社取締役専務執行役員 管理統括部長 平成28年10月 当社取締役専務執行役員 管理担当 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社テスク 社外取締役	12,000株
[取締役候補者とした理由] 神谷亨氏は、長年にわたり、当社の管理部門の責任者を務めるなど、当社における豊富な経験と知見を有しており、当社の経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			
3	はま じま かず のり 浜 島 和 則 (昭和35年12月2日生)	昭和58年3月 当社入社 平成20年12月 当社執行役員 フードサービス営業部長兼同販売部長兼 同物流部長 平成26年10月 当社上席執行役員 フードサービス営業部長兼同物流部長 平成27年12月 当社取締役上席執行役員 フードサービス営業部長 平成28年10月 当社取締役常務執行役員 フードサービス営業部長 平成29年10月 当社取締役常務執行役員 業務用担当兼事業開発推進室長 (現任)	1,000株
[取締役候補者とした理由] 浜島和則氏は、長年にわたり、当社の営業部門の責任者を務めるなど、当社における豊富な経験と知見を有しており、当社の経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 株 式 の 数
4	なが つ くに ひこ 永 津 邦 彦 (昭和19年9月5日生)	昭和46年5月 当社入社 昭和48年11月 当社常務取締役 昭和49年7月 当社代表取締役社長 平成16年12月 当社代表取締役執行役員社長 平成17年12月 当社代表取締役会長 平成20年12月 当社取締役会長 平成26年10月 当社取締役相談役 (現任)	663,000株
[取締役候補者とした理由] 永津邦彦氏は、当社の代表取締役を務めるなど、長年にわたり会社経営に携わり、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた有益な助言や監視を期待し、取締役候補者とするものであります。			
5	たけ うち かず ひこ 竹 内 和 彦 (昭和14年3月1日生)	昭和37年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社 (現株式会社豊田自動織機) 平成17年6月 同社取締役副社長 平成20年12月 当社取締役相談役 (現任)	一株
[社外取締役候補者とした理由] 竹内和彦氏は、株式会社豊田自動織機の取締役副社長を務めるなど、長年にわたり会社経営に携わり、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた有益な助言や監視を期待し、社外取締役候補者とするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 数 株 式 の 数
6	たか はし かつ のり 高 橋 克 紀 (昭和19年6月8日生)	昭和43年4月 豊田通商株式会社入社 平成19年6月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社取締役副会長 平成26年12月 当社取締役相談役(現任)	一株
	[社外取締役候補者とした理由] 高橋克紀氏は、豊田通商株式会社の取締役副会長を務めるなど、長年にわたり会社経営に携わり、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた有益な助言や監視を期待し、社外取締役候補者とするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内和彦、高橋克紀の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は竹内和彦、高橋克紀の両氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が再選された場合には独立役員に指定する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は社外取締役との間で、当社への損害賠償責任の限度額を金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき、当社は竹内和彦、高橋克紀の両氏と当該責任限定契約を締結しております。両氏が再選され、社外取締役に就任した場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 在任年数について
 竹内和彦氏につきましては、当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって9年となります。高橋克紀氏につきましては、当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役中野克己、上田圭祐の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 式 の 数
1	なか の かつ み 中 野 克 己 (昭和16年12月1日生)	昭和50年4月 中野法律事務所開設 昭和57年12月 当社顧問弁護士(現在) 平成13年12月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] ヤマザキマザック株式会社 社外監査役 ヤマザキマザックキャピタル株式会社 社外監査役	一株
[社外監査役候補者とした理由] 中野克己氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役候補者とするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 株 式 の 数
2	うえ だ けい すけ 上 田 圭 祐 (昭和17年1月18日生)	昭和37年10月 公認会計士五領田元男事務所入所 昭和39年3月 公認会計士今井富夫事務所入所 昭和43年12月 監査法人丸の内会計事務所設立に伴い移籍 昭和47年12月 同所代表社員 昭和63年4月 サンワ・等松青木監査法人と合併 名古屋地区業務執行社員 平成2年2月 監査法人三田会計社と合併、監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) となる 平成11年5月 監査法人トーマツ本部専務代表社員 名古屋地区代表社員 平成18年4月 公認会計士上田圭祐事務所開設 (現在) 平成18年9月 監査法人トーマツ地区相談役 平成24年6月 株式会社スズケン社外取締役 (現任) 平成24年12月 当社監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社スズケン 社外取締役	一株
[社外監査役候補者とした理由] 上田圭祐氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役候補者とするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中野克己、上田圭祐の両氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は上田圭祐氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が再選された場合には独立役員に指定する予定であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は社外監査役との間で、当社への損害賠償責任の限度額を金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき、当社では中野克己、上田圭祐の両氏と当該責任限定契約を締結しております。両氏が再選され、社外監査役に就任した場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 在任年数について

中野克己氏につきましては、当社社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって16年となります。上田圭祐氏につきましては、当社社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって5年となります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市熱田区熱田西町1番1号
名古屋国際会議場 会議室431・432

交通機関 ●地下鉄

名港線名古屋港行きで「日比野」または名城線で「西高蔵」下車、
徒歩約5分

●電 車

JRまたは名鉄で「金山」下車、地下鉄に乗り換え「日比野」または
「西高蔵」下車、徒歩約5分

※なお、当日は駐車場の用意ができませんので、あしからずご了承ください。

